



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019年第7号

今回のテーマ：無住所個人に関する個人所得税の事例

今回は、住所のない個人に係る税政策、すなわち「**居住期間判定**」と「**6年ルール**」、「**先分後税**」など、**居住者と非居住者の身元判定及び調整**に関する事例を挙げて税制改正後の判断基準と計算方法について説明する。

◆ 事例① 「居住期間判定」と「6年ルール」

イギリス人の Mr. Smith は、2013年1月から中国で長期勤務しているが、中国国内に住所がありません。2013年－2018年の期間において、Mr. Smith は毎年中国国内に183日以上滞在しています。この時、2019年において Mr. Smith が183日以上滞在する場合、全世界の所得に対して、中国で個人所得税を納めなければならないのでしょうか？

Mr. Smith は2018年12月まで、中国国内の累計居住日数が年間183日以上の年度は6年ありました。『個人所得税法』第一条及び『個人所得税法实施条例』第四条の規定に従い、無住所個人は中国国内での累計居住日数が183日以上の年度が連続して6年あった場合、中国国内外のすべての所得に係る個人所得税を納めなければなりません。

では、Mr. Smith は2019年度において、全世界の所得に係る個人所得税を納めるべきでしょうか？ 新個人所得税法は2019年1月に正式に発行されたため、2019年以前の滞在期間は当該6年の中に考慮すべきか否かについて、個人所得税法及び实施条例に基づいて判断は出来ません。

しかし、34号公告において、6年の起算年度は、2019年以降（2019年を含む）の年度から開始され、2018年以前の累計居住日数を考慮しない事が明確に説明されました。従って、Mr. Smith は2019年まで中国国内の累計居住日数が183日以上の年度は1年しかない事になります。Mr. Smith が中国で引き続き勤務し、また毎年の滞在期間が183日を超える場合、2025年（Mr. Smith は、2019年から2024年までの居住により6年となる）から、Mr. Smith は全世界での所得に基づいて中国で個人所得税を納付しなければなりません。

◆ 事例② 給与所得に基づく個人所得税計算は、「先分後税」

中国台湾の Mr. Mark は2019年1月に来中し、一年間の任期で就職したが（非高級管理職）、中国国内に住所はありません。契約により、Mr. Mark は同時に台湾で兼職しており、税引前給与が240,000 人民元／年であり（税引前給与は20,000 人民元／月）、中国企業と台湾企業から半分ずつ支払われます。もし2019年に Mr. Mark は毎月中国国内で20日間働いて、台湾で10日間働き（毎月30日として計算する）、かつ特別付加控除などの控除項目がないと仮定すると、2019年度の Mr. Mark の源泉徴収額は、計算式三と計算式四（注釈を参照）により、以下の計算結果となります。

月度源泉徴収所得額 = $20,000 \times (1 - 10,000 / 20,000 \times 10 / 30) = 16,666.67$ 元

年度源泉徴収所得額 = $16,666.67 \times 12 = 200,000.04$ 元

源泉徴収額 = $(200,000.04 - 5,000 \times 12) \times 10\% - 2,520 = 11,480$ 元

◆ 事例③ 居住者個人と非居住者個人の身元判定及び調整

シンガポール人の Ms. June は2019年に来中し、一年間の任期で就職し、兼職はせず、中国国内に住所はありません。契約書では、Ms. June は中国国内で勤務し、中国会社より給与賃金を

支払われる事が約束されています。契約書によって、2019年において Ms. June は居住者個人と予測できる為、中国会社が居住者個人の計算方法で個人所得税を源泉徴収することができますか？もし非居住者個人の計算方法で Ms. June の個人所得税を源泉徴収する場合、一納税年度内において、源泉徴収方法を変更してはなりません。

つまり、会社は Ms. June に対して個人所得税を源泉徴収する際、「三险一金」等の特別控除、特別付加控除ができなくなる事を意味するため、必要以上の税金を負担する事になります。また、Ms. June が中国国内で一年間働いて居住者個人となって以降、2020年6月30日までに規定に従って個人所得税を再計算し、確定申告を完了後、税金が還付される可能性がある為、納税者のキャッシュ・フローが不便となるだけでなく、納税申告手続きが複雑になります。では、会社は Ms. June は居住納税者を前提として個人所得税を源泉徴収しても良いのでしょうか？

35号公告は効率性の原則から出発し、我々の質問に明確に回答しています。答えは可能です。35号公告において、無住所個人が、一納税年度における初回申告時に、契約書に定められている事項等に基づき、一納税年度の国内滞在日数及び租税協定で定めた期間の国内滞在日数を予測し、その予測状況に従い税額を計算・申告しなければならないとされています。こうして、無住所個人の身元状況の変化によって発生する可能性のある税務清算或は確定申告が最大限に減らされる事になります。

以上